

太田市奨学生選考委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市奨学金貸与条例施行規則（平成28年太田市教育委員会規則第9号）第4条第2項に基づき、太田市奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育長

(2) 太田市教育委員会の委員のうち保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）であることにより任命された者

(3) 太田地区高等学校代表校長

(4) 太田市中学校長会長

(5) 教育部長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考の方法)

第5条 奨学生を選考する方法は、書類審査とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 この要綱の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。